

平成 27 年 3 月 26 日

四條畷市教育委員会  
教育委員長 山本 博資 様

四條畷市学校適正配置審議会  
会長 角野 茂樹

「少子化に伴う学校規模の適正化と教育環境整備」  
並びに「小中連携・一貫教育の充実」や  
「地域活動の推進をふまえた校区再編」について（答申）

平成 27 年 1 月 23 日付けで、貴教育委員会から諮問のありました  
標記のことについて、審議の結果に基づき、ここに答申いたします。

「少子化に伴う学校規模の適正化と教育環境整備」  
並びに「小中連携・一貫教育の充実」や  
「地域活動の推進をふまえた校区再編」について

答 申

平成27年3月26日

四條畷市学校適正配置審議会

## 目 次

はじめに	1 ページ
I 適正な学校規模の標準について	2 ページ
II 適正な学校配置の方針及び 小中連携・一貫教育の充実のための校区編成について	4 ページ
III 安全な通学路について	6 ページ
IV これからの学校に求められる機能について	8 ページ
V まとめ	9 ページ

## 資 料

- ・四條畷市学校適正配置審議会条例
- ・四條畷市学校適正配置審議会条例施行規則
- ・四條畷市学校適正配置審議会委員名簿
- ・諮詢書（写し）
- ・四條畷市学校適正配置審議会審議のまとめと今後の検討課題

## はじめに

本審議会は、平成27年1月23日に、四條畷市教育委員会から、「少子化に伴う学校規模の適正化と教育環境整備」並びに「小中連携・一貫教育の充実や地域活動の推進をふまえた校区再編」について、諮問を受けました。

教育委員会では、平成24年8月に出された「四條畷市学校適正配置審議会」の答申をふまえ、長期的かつ全市的な観点から、地域住民や関係団体等との様々な対話や庁内での検討を行い、「少子化に伴う学校規模の適正化」「同一小学校からの進学先の相違」「校舎の老朽化」という3つの大きな教育課題の早期解消をめざし、「教育環境整備計画（案）」を作成されました。

本審議会としては、まず最初に、諮問された計画案に関して、調査検討を行い、意見具申することが任務であることを確認しました。その際に、これから四條畷を担う子どもたちにとって最善の教育環境を提供するという観点を最優先にし、学校適正規模や適正配置の基本的な考え方、校区再編並びに小中連携・一貫教育に関わる諸問題をそれぞれの立場や視点から、多角的かつ具体的に検討してまいりました。

その際、各地区・地域の意向を十分に聴取し、可能な限り、その意向に沿った計画に練り上げていくことが重要であるという認識から、地区の総意としていただいた意見は、可能な限り審議経過の中で反映させるよう努めてまいりました。

また、学校の再整備や校区再編は、とりわけ子どもや保護者にとっては大きな環境の変化を伴うものであり、様々な意見があることを前提としながら、将来に向かって、四條畷市の子ども、保護者、地域住民、地域コミュニティのために、教育環境をよりよい方向に整えるという基本的な方向性のもと、慎重な審議を重ねました。

その結果を次のとおりとりまとめましたので答申いたします。

## I 適正な学校規模の標準について

1 四條畷市の人口は、平成22年まで増加したものので、その後、減少に転じており、今後もその傾向が継続することが予想されています。

このような状況の中、平成26年度時点の小学校の児童数は、ピーク（昭和55年度）時の51.2%にあたる3,459人で、中学校の生徒数は同比（昭和60年度）56.7%の1,867人となっています。

この間、児童生徒数の減少傾向が続く中で、市域西部地域においては、平成18年度のくすのき小学校の開校以来、6小学校と3中学校が維持されているため、一部の学校では小規模校（11学級以下）の状況が続いており、学年で1学級しか編成できない学校も2校生じています。

地区によっては、宅地開発やマンション建設などにより、近年の児童数は微増している学校もあり、子どもを取り巻く環境に学校間の差が生じていると認識するところです。

しかしながら、今後の児童生徒数は、全市的に減少傾向にあり、児童生徒にとって望ましい学習集団を形成し、充実した教育活動を開拓できる教育環境を計画的に整えていくことは、四條畷市の教育における喫緊の重要課題であるといえます。

2 現在、学校適正規模については、学校教育法施行規則41条の規定によれば、学級数の標準規模である12学級以上18学級以下が望ましいとされております。

12学級未満の小規模校の場合には、たとえば、児童生徒に対するきめ細かな指導や人間関係の親密化などで利点はありますが、他方で人間関係の固定化やそれによる切磋琢磨する機会の少なさ、行事、クラブ活動の不活性化や教職員の多忙化などの不利な点もあります。

これに対して、18学級を超える大規模校の場合はこの逆のことと言え、生活指導上の課題も考えられますが、こうした課題への対応については、すでに学校や教職員間にノウハウが蓄積され

ているとともに、より多くの教職員が指導に関わることで、児童生徒への多面的な理解や幅広い人間関係づくりが比較的容易になると考えます。

一方で、近年、子どものコミュニケーション力の低下が叫ばれており、そのことから生じる人間関係面での課題等に対しては、クラス替えなどの配慮ができる一定の学級規模が必要であり、義務教育修了後の生活集団へのスムーズな移行を考えた際にも同様のことことが言えます。

したがって、学校適正規模については、このような小規模校と大規模校それぞれのメリットとデメリットを考慮すると、さきの12学級以上18学級以下とする考え方は概ね妥当な基準であると判断され、かつ、小規模校については、該当校の児童・保護者・教職員に対するアンケート結果からも明らかなように、早期にその解消が図られるべきであると考えます。

3 今後とも適正な学校規模を維持していくためには、市域の人口動向や児童生徒数の推移を見定めつつ、適時、学校の配置を見直す必要があります。

このことから、西部地域において適正な学校規模を一世代先まで維持していくには、4小学校と2中学校が適当と考えます。

また、東部地域においても、児童生徒数の減少は同様の傾向が推測されることから、「少子化に伴う学校規模の適正化」は市域全体の課題としてとらえ、取り組む必要があります。

その際、東部地域の田原小学校・田原中学校は、地理的な状況から、単純に適正規模の標準にあてはめることは妥当でないと考えますが、中長期的な視点から、そのあり方について、今後、検討する必要があると考えます。

## II 適正な学校配置の方針及び小中連携・一貫教育の充実のための 校区編成について

1 計画案では、校区割・学校配置を考えるに当たり、市域の人口分布及び地形・地物のうち、鉄道や大規模幹線道路の状況を踏まえ、安全対策を最重要視することを基本としており、この考え方は共有できるものであります。

子どもの通学路の安全対策はもちろんのこと、学校再編に伴う通学の遠距離化への対策については、特別な支援を要する子どもを含め、必要な対策が具体的に講じられるべきであります。

また、子ども会・自治会・青少年健全育成組織など地域コミュニティ組織の活動エリアを機械的に分断することのないような校区割についても配慮すべきであり、本計画案をまちづくり計画と一体のものとしてとらえ、地域における学校の役割を念頭においた施設整備計画をめざすことについては、望ましい方向であると考えます。

さらに、近年、全国的に、集中豪雨や震災など想定しがたい被災に見舞われることが頻発しています。このような際に、学校施設は避難所や防災拠点としての役割機能が求められており、その計画的な配置に努めなければなりません。

以上のことから、国道163号やJR線を基本に西部地域を4分割し、それぞれにコミュニティ拠点や防災拠点ともなる小学校を配置する方針については、妥当であると判断いたします。

2 9年間を見通して、小中学校が連携し、一貫性のある教育を進めることは学習指導、生活指導の両面において、より効果的であり、本市の教育にとって重要な要素のひとつであると認識しております。

現在の校区編成においては、同一小学校から進学先が異なる地区があり、児童にとっては小学校の6年間で築いてきた人間関係のつながりがより大きく変化し、中学校進学後の新たな人間関係構築への不安という課題が生じていることは、保護者の意見等か

らも明らかです。

また、教職員にとっても、9年間を見通した指導を行うには、同一小学校から全児童が同一中学校へ進学し、当該小中学校間ににおいて日々の連携が円滑に進められることが望ましいと考えます。

このことから、校区編成については、同一小学校からの進学先の相違を早期に解消すべく、2小学校1中学校を単位とする中学校区（東部地域は1小学校1中学校）で小中連携・一貫教育を推進することを基本とすることが適当と考えます。

実施に当たっては、中学校を平成30年度から、小学校を平成32年度から一斉に再編することが適当と考えますが、その際には、各地区の意向を十分に聴取し、特定の事情による指定校変更制度及び一定の期間の経過措置を設けるなど、柔軟な対応に努めることが必要であるとの結論に至りました。

### III 安全な通学路について

1 計画案では、西部地域における学校配置を考えるに当たって、本審議会の平成24年の答申を踏まえ、通学路の安全を最重要視されていることは評価できます。

また、文部科学省が平成27年1月に示した「公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引」によると、徒歩による通学距離としては、小学校で4km以内、中学校で6km以内がおよそその目安として妥当とされており、本計画案における校区再編に伴う通学距離（中学校において最長3km以内）からすると、原則、徒歩通学とすることに異論はありません。

ただし、天候や季節的な条件、荷物の過重による生徒への負担、個々の特別な事情に応じて配慮策を設けることが望まれます。

なお、計画案において、一部地区の生徒に限り、通学手段に鉄道の利用を認めるとしていますが、その費用については、できる限り保護者の負担が大きくならないよう努められるとともに、鉄道以外の交通手段についても、引き続き検討願いたいと考えます。

2 遠距離化への対策として、四條畷中学校区での自転車による通学については、昨今の事故事案からみると、被害者になる場合だけでなく加害者にもなる場合があり、特に傾斜のある道路事情を含め、その危険性を考えると、十分な安全対策が示されていない現段階では、自転車通学は導入すべきではないと判断いたします。

3 新たな校区再編案に対する保護者・住民の理解は、通学路の安全性の確保、即ち、「四條畷市通学路交通安全プログラム」の策定とその実行が確実に担保されることを大前提としたものであり、今後、校区再編に進めるに当たって、優先すべき整備条件であると認識しています。

したがって、通学路について、道路交通上、また、防犯上、危険と思われる箇所についての実態把握と安全点検を行い、それに基づく措置が計画的に講じられることを求めます。

その際、昨今生起している子どもを狙った犯罪の抑止など、地域における防犯力の向上をめざし、防犯カメラ等の導入も必要であると考えます。

- 4 子どもの通学の安全は、道路整備や防犯カメラの導入などハーフ面の整備だけでは十分に確保することはできません。特に危険性の高い箇所については、人的な見守り体制が必要であると考えます。

従来から措置されている交通専従員や交通誘導員等を、今後想定される状況に即して適切に配置することはもとより、地域が一体となって子どもを見守ることが重要であり、その体制づくりに引き続き力を注いでいく必要があると考えます。

あわせて、子どもたちにとっては、「常に守られている状態」が「守られなければ何もできない」といった思考に繋がるおそれもあります。子どもたちが主体的に「自分の身は自分で守る」という観点での安全教育を学校や家庭で進めることも必要であると考えます。

#### IV これからの学校に求められる機能について

1 学校は従来から、未来の社会を担う子どもにとって確かな学力、豊かな心、健康な体、即ち「生きる力」を集団の中で育成する場であり、今後とも、一貫して、ハード・ソフト両面からその充実をめざすべきであると考えます。

もとより、教育は学校だけで成し遂げるものではなく、家庭・地域それぞれの役割と責任のもと、子どもたちの成長を見守ることが大切です。そのためにも、中学校区を基本とする小中連携、小小連携の推進は重要であり、学校と地域が一体となって今後の学校づくりを進めていくことが求められます。

のことから、学校を地域にとってのコミュニティ拠点とし、また大規模災害時等における防災拠点としての機能をあわせもつ施設整備の方針については共感できるものであります。

2 今回の校区再編を好機ととらえ、保護者・地域住民・教職員が協働し、新しい四條畷の学校づくりを進めていく機会にしていくことが望まれます。

また、今後、計画を進めるに当たっては、大人の考えだけではなく、当事者である子どもたちの意見も十分に取り入れるなど、主体的に関わる場面を設けることが大切であると考えます。

## V まとめ

本計画案は、平成25年以降、住民や関係団体等との丁寧な対話をを行い、まちづくりという観点から本市の将来を見据え、教育施設の再編整備を位置づけた抜本的な案であり、冒頭に示した3つの課題解消に向けた全市的な計画内容であると評価しております。

ただ、中長期的な視点に立てば、平成32年度以降についての児童生徒数はさらに減少する見込みであり、その対応として、魅力あるまちづくりを通じた人口増加策を打ち出すことが望まれます。

また、計画を進めるに当たっては、通学路の安全性や学校転籍に伴う配慮を最優先に、その具体的な対策を示していく必要があります。とりわけ、転籍に関しては、児童生徒の発達段階に応じ、円滑に進められるよう当該学校の児童生徒間での交流を密に図り、人間関係の構築に力を注ぐ必要があります。

また、教職員間においても綿密な準備が必要であり、学習指導内容や生活指導方針、中学校においてはクラブ活動や進路指導において、可能な限り学校間での差異を無くし、転籍する生徒が不利益を被ることのないよう対策を講じることが必要です。

なお、特に支援が必要な児童生徒については、その障がいの状況や個別の事情に応じ、保護者と連携したきめ細かい配慮の下、人事面も含めた綿密な統合準備が必要と考えます。

最後に、計画案については、本審議会として概ね肯定的な評価ができると結論いたします。本答申には、諮問された各事項について、要望を含めた意見具申をしております。

教育委員会において、本計画が決定された後は、その実現に向けて、広く住民や保護者への周知を行い、さらなる理解と協力を得ながら取組みが進められ、住民と行政が一体となったまちづくりの展開につながっていくことを期待して、本審議会の答申といたします。

# 資料

## ○四條畷市学校適正配置審議会条例

平成13年3月28日

条例第8号

### (設置)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、四條畷市学校適正配置審議会(以下「審議会」という。)を置く。

### (担任事務)

第2条 審議会は、次に掲げる事項について、教育委員会の諮問に応じ、調査審議し、及び答申する。

- (1) 市立の小学校及び中学校(以下「小学校等」という。)の適正規模に関する事項
- (2) 小学校等の適正配置に関する事項
- (3) 前2号の事項に関連して、教育委員会が必要と認める事項

### (組織)

第3条 審議会は、委員15人で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 関係市民団体を代表する者 7人
- (2) 学識経験を有する者 4人
- (3) 一般市民 2人
- (4) 学校関係者 2人

### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委任)

第5条 この条例に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

### 附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

## ○四條畷市学校適正配置審議会条例施行規則

平成13年3月30日

教育委員会規則第6号

改正 平成26年4月1日教委規則第2号

### (趣旨)

第1条 この規則は、四條畷市学校適正配置審議会条例(平成13年条例第8号)の施行に關し、必要な事項を定めるものとする。

### (会長及び副会長)

第2条 四條畷市学校適正配置審議会(以下「審議会」という。)に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

### (会長及び副会長の職務)

第3条 会長は、会務を總理し、審議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第4条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (関係者に対する協力要請)

第5条 審議会は、その担任事務を処理するため必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見、説明その他の必要な協力を求めることができる。

### (庶務)

第6条 審議会の庶務は、教育環境整備室において処理する。

### (補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に關し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

### 附 則

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

### 附 則(平成26年教委規則第2号)抄

### (施行期日)

1 この規則は、平成26年4月1日から施行する。

# 四條畷市学校適正配置審議会委員名簿

(敬称略)

氏名	ふりがな	所属団体名等	備考
1 佐藤 康雄	さとう やすお	関係市民団体を代表する者 (四條畷市区長会(畠中))	
2 堀内 勇	ほりうち いさむ	関係市民団体を代表する者 (四條畷市区長会(美田町))	
3 石原 欽子	いしはら よしこ	関係市民団体を代表する者 (四條畷市民生委員児童委員協議会)	
4 吉田 一矢	よしだ かずや	関係市民団体を代表する者 (四條畷市PTA協議会)	
5 川端 京子	かわばた きょうこ	関係市民団体を代表する者 (四條畷市PTA協議会)	
6 加藤 真悟	かとう しんご	関係市民団体を代表する者 (四條畷市子ども会育成連絡協議会)	
7 小金井 秀明	こがねい ひであき	関係市民団体を代表する者 (四條畷市スポーツ少年団本部)	
8 榎原 芳子	えばら よしこ	学識経験を有する者 (元教員)	副会長
9 角野 茂樹	かどの しげき	学識経験を有する者 (関西外国語大学 英語キャリア学部 教授)	会長
10 良原 恵子	よしはら けいこ	学識経験を有する者 (大阪府臨床心理士会副会長・ 大阪府SCスーパーバイザー)	
11 澤田 京子	さわだ きょうこ	学識経験を有する者 (門真市立門真はすはな中学校長)	
12 市林 朋代	いちばやし ともよ	一般市民 (市民会議:子育てサークル連絡会)	
13 吉田 知子	よしだ のりこ	一般市民 (市民会議:畠中校区公募市民)	
14 磯部 淳子	いそべ じゅんこ	学校関係者 (小学校長)	
15 竹村 正光	たけむら まさみつ	学校関係者 (中学校長)	

※ 委嘱期間は平成27年1月23日から平成29年1月22日

署教環第458号  
平成27年1月23日

四條畷市学校適正配置審議会  
会長様

四條畷市教育委員会  
委員長 山本



### ○ 詰問書

児童・生徒数の減少により、学校間の児童・生徒数の不均衡や校舎の老朽化が進行する本市の小・中学校の教育環境の整備に資するため、下記の事項について、四條畷市学校適正配置審議会条例（平成13年条例第8号）第2条の規定により詰問します。

### ○ 記

- (1) 少子化に伴う学校規模の適正化と教育環境整備について
- (2) 小中連携・一貫教育の充実や地域活動の推進をふまえた校区再編について

## 四條畷市学校適正配置審議会 審議のまとめと今後の検討課題

### ☆審議経過

第1回審議会 平成27年1月23日(金) 10:00~(上下水道局大会議室)(出席委員:15名 傍聴:20名)

- ①会長・副会長の選出、審議会の運営と申し合わせ事項について
- ②四條畷市教育環境整備計画(案)について
- ③今後の審議スケジュールについて

第2回審議会 平成27年2月10日(火) 10:00~(市役所委員会室)(出席委員:14名 傍聴:21名)

- ①四條畷市教育環境整備計画(案)について
- ②転籍に関する柔軟な経過措置(案)について
- ③安全な通学路、自転車通学、安全教育について
- ④安全な通学を踏まえた上での校区割について
- ⑤学校に求められる機能について

第3回審議会 平成27年2月26日(木) 15:00~(市役所201会議室)(出席委員:14名 傍聴:13名)

- ①転籍に関する柔軟な経過措置(案)について
- ②地域コミュニティの形成について
- ③通学路の安全対策について
- ④小中連携・一貫教育について
- ⑤中学校におけるクラブ活動について
- ⑥子どもの健全育成に関する地域の役割について

第4回審議会 平成27年3月17日(火) 18:30~(市役所委員会室)(出席委員:14名 傍聴:10名)

- ①これまでの審議のまとめについて
- ②通学方法について
- ③子どもの健全育成、非行防止について
- ④魅力ある学校づくり、まちづくりについて
- ⑤審議会答申について

### ☆審議内容

#### 1. 四條畷市における解決すべき教育環境等の課題

##### ○少子化にともなう学校規模の適正化

- ・児童生徒数が多すぎても少なすぎても学校運営に支障をきたす
- ・教職員数の少なさが多彩な教育活動の展開を妨げる
- ・人間関係面の配慮、生徒同士の集団作りには一定の集団規模が必要である
- ・東部地域の小規模校についても検討する必要がある  
(地理的な問題で小規模校の解消が困難な場合、小中連携の充実をはかることでカバー)

##### ○同一小学校からの進学先の相違

- ・一部地区での中学校進学時の校区のねじれにより、子どもが影響を受けている
- ・地域で子どもの育成を見守る観点から、地区・校区のつながりが必要である
- ・小小連携から継続的に小中連携へつなげることが重要である

##### ○老朽化が進む校舎

- ・新しく整備する学校と既存の学校とで差があつてはならない
- ・ICT環境など、教室内の施設整備についても、各校で差がないようにすべき

## 2. 四條畷市における適正な学校規模の標準

- ・学校行事などを含めた教育活動の運営、子どもの人間関係面での配慮等を勘案し、12～18学級を標準とすることが望ましい
- ・市長部局と連携し、人口増加策を検討するとともに、東部地域の学校のありかたも今後検討すべき

適正な学校規模を整えるためには、西部地域においては4小2中が適当と考える

## 3. 適正な学校配置の方針、小中連携・一貫教育の充実のための校区編成

- 一世代先（30年程度）を見通しつつあるべき姿を考える
- 国道163号線とJR線で大きく4つに区切り、通学路の安全対策を大前提に、地域活動のベースとなる自治会単位を重要視した校区割とする
- 地域における学校の役割（防災拠点・地域コミュニティ）を念頭に置く
- 中学校区（2小1中、田原地区は1小1中）単位で小・中が連携した教育を推進するとともに各地区・地域の意向を十分に聴取し、特定の事情による指定校変更制度も検討

岡部小学校・くすのき小学校 ⇒ 四條畷西中学校

忍ヶ丘小学校・新小学校（四條畷南中跡に整備） ⇒ 四條畷中学校

## 4. 校区再編をすすめるにあたっての具体的課題

### ①通学の遠距離化

- ・自転車通学は、被害にも加害にもなりうるという危険性から望ましくない（特に坂道）
- ・電車通学については、時間や費用の負担が課題

### ②通学の安全性確保

- ・危険箇所の把握と通学路の設定・整備
- ・防犯カメラの設置
- ・交通誘導員の配置拡充
- ・地域住民による見守り
- ・安全教育の充実

### ③転籍に関する不安軽減

- ・中3、小6時での転籍や少数での転籍、進学先が相違する地区に対する転籍への配慮
- ・クラブ活動の継続
- ・支援の必要な児童生徒への配慮

## 5. これからの学校に求められること

- ・統廃合の機会をプラスにとらえ、学校（教職員）・保護者・地域の連携によりどのような学校を作るかが大切である
- ・子どもたちにいかに新しい学校に夢をもたせることができるか、主体的に関わらせるか
- ・通学路だけでなく地域の道としてとらえ、地域の大人の意識を変える
- ・9年間の連続した育ちを見通して、小中が連携した学習指導や生徒指導などが重要
- ・ハードの充実に伴うソフトの充実／教職員の資質向上、教育に専念できる環境づくり